

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	13	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	13	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数		人	受験率(③/②)		%
④ ③のうち合格者数		人	合格率(④/③)		%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	6	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	6	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等(令和4年度実績)

① 回答者総数	2	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0			
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	2	人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	0	人		
	4 円滑な転職に役立つ	0	人		
	5 趣味・教養に役立つ	0	人		
	6 その他の効果	0	人		
	7 特に効果はない	0	人		0
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	1	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	1	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	0	人		2
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	1	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	1	人		2
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	0	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	1	人		
	3 どちらとも言えない	1	人		2
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

入学時から職に就いている者及びストレータ学生とも、ほぼ全員が修了後は職に就いている(引き続き入学時の職に就いている。)(公立学校・私立学校、教育委員会)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	大学院学校教育研究科(専門職学位課程)ディプロマ・ポリシーによる。
---	-----------------------------------

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法															
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的な基準)	受講認定は、定期試験の結果及び受講状況等を総合して行う。成績の評語は、S(90点以上100点以下)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)及びF(60点未満)とする。(兵庫教育大学学則第42条)														
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	大学院学校教育研究科(専門職学位課程)カリキュラム・ポリシーによる。定期試験は、当該授業科目が終了する学期末又は学年末に、筆記若しくは口述による試験又は報告書等によって行う。														
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	2年以上在学し、所定の46単位(2年間の学修成果に関する最終試験を含む。)以上の単位を修得すること。(兵庫教育大学学則第68条第2項)														
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	大学院学校教育研究科(専門職学位課程)ディプロマ・ポリシーによる。														
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法															
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	修学その他学生生活上の指導・助言を行うために、修学指導教員を置いている。														
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	教職キャリア開発センターが就職ガイダンスや情報提供、教員採用試験及び就職に対する相談・指導に当たっている。また、学務課及び教員養成・研修企画室職員が、教育職員免許状取得のための修学指導、円滑な実習運営に当たっている。														
8. その他の事項															
指定教育訓練実施者名及び代表者名	国立大学法人 兵庫教育大学 (代表者名: 学長 加治佐 哲也)														
住所及び連絡先	兵庫県加東市下久米942-1 TEL 0795-44-2010														
施設名称及び施設長名	兵庫教育大学 大学院 (施設長: 学長 加治佐 哲也)														
住所及び連絡先	兵庫県加東市下久米942-1 TEL 0795-44-2010														
苦情受付者	担当 教務チーム 所属 教育研究支援部 学務課	事務担当者	担当 教務チーム 所属 教育研究支援部 学務課												
連絡先	TEL 0795-44-2040	連絡先	TEL 0795-44-2040												
専門実践教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		1,353,600 円												
	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	282,000 円													
	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>第1期</td><td>267,900 円</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>267,900 円</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>267,900 円</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>267,900 円</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>円</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>円</td></tr> </table> (うち、必須教材費 円)	第1期	267,900 円	第2期	267,900 円	第3期	267,900 円	第4期	267,900 円	第5期	円	第6期	円	
第1期	267,900 円														
第2期	267,900 円														
第3期	267,900 円														
第4期	267,900 円														
第5期	円														
第6期	円														
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		0円												
	① 任意の教材費(税込額)	0 円													
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円													
	③ 施設維持費(税込額)	0 円													
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額)	0 円													
	3. 総額 (1+2) (税込額)		1,353,600 円												

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。